

平成27年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成28年1月26日(火) 15:00~17:00

2. 場 所 JICA市ヶ谷ビル セミナールーム600

3. 議 事

- (1) 平成28年度奨学金貸与事業予算案について
- (2) 日本国際教育支援協会における事業計画について
- (3) 民間シンクタンクによる分析結果等の報告(中間報告)
- (4) 自由討議
- (5) 今後の日程について

4. 出席者

(◎委員)

遠藤委員、近藤委員、宗野委員、丹野委員、林委員(委員長)、池田委員、大森委員、甲野委員、大石委員

(○(独)日本学生支援機構(以下、「機構」))

遠藤理事長、高橋理事長代理、藤森奨学事業戦略部長、福本機関保証業務課長

(■(公財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」))

岸機関保証課長

(●分析業務受託業者)

アクセンチュア株式会社

5. 議事概要

・議事(1)~(3)について、機構、協会及び分析業務受託業者から説明を行った。

・自由討議

(質疑応答概要)

<平成28年度奨学金貸与事業(予算案)について>

◎ 委員

平成28年度の予算案では、無利子奨学金の基準に該当する学生はほぼ全員無利子奨学金で採用できる規模となっているのか。

○ 機構

平成28年4月に進学予定の学生の予約採用のうち、無利子奨学金では適格者全員を採用候補者とすることはできていない。

◎ 委員

予算について、学部生は国公立大学と私立大学で分かれているが、大学院はどのような比率で分けているのか。

○ 機構

学部生は国公立大学と私立大学で貸与月額が異なるため、予算の構成上数字を分けざるを得ないが、大学院は国公立大学と私立大学で月額が共通しているため区別を設けていない。

<日本国際教育支援協会における事業計画について>

◎ 委員

「破産+法手続き中債権数」が増加傾向にある事由や背景で考えられるものがあるか。

■ 協会

経済状況等の観点から説明することは難しいが、最近ではインターネット等を通じて債務に対する対応方法の情報を知ることができるので、そういった要因もあるのではないかと考えられる。

◎ 委員

メディアでの取り上げ方も目に留めておく必要があるだろう。協会の回収とサービサー委託後の回収では、返済者の対応や精神的なプレッシャーに違いというものはあるのか。

■ 協会

サービサーは回収に特化しているので、フォローコールをかける際にも、より返済者の実情を考慮の上電話をかけることができる。また、「サービサー」・「回収委託会社」という名前自体が回収に相当影響しているのではないかと考える。

○ 機構

協会が行っている回収促進策について、ある意味二度手間になっているのではないかと懸念がある。協会はアンケートを発送し、アンケートの提出があったものは協会が債権の回収を行い、提出がなかったものはサービサーに委託される。その後、協会に2ヶ月入金がかかった時にはサービサーに委託されるという手順を踏んでいる。奨学金制度全体の中の機関

保証制度を考える際に、全体の事務効率という点で議論の余地があるのではないかと思う。協会回収の比率が上がればサービサーへ支払う手数料が減り、協会の収支は改善するという点において現行の方法には意味がある。しかし、今後人的保証制度が限界を迎え、機関保証制度のウェートが上がってきたときに、現状の回収方法はいつまで続けられるのか。サービサーに支払う手数料の増加という収益的な部分がある程度犠牲になるが、事務コストとの比較で検討の余地はあるのではないかと思う。

◎ 委員

確かに件数が増えてくると協会における事務負担が増加し、効率性が落ちてしまうのではという懸念もあるが、その限界値がどこまでか判断するのは難しいと考える。また、借りている人の目線で考えると、サービサーの回収へ移行したくないと思う人も多く、協会に返済したいとか協会の方が相談しやすそうだというイメージがあるようである。そのような人が協会に返済をしている人の大部分を占めていることを考えると、求償債権とはいえ、返済者とのコンタクトという意味では協会との窓口を開いておきたいという気持ちもある。

◎ 委員

協会での回収は、手続きとしてもある程度は必要なのではないか。協会で回収ができなかった場合サービサーへ移行するという手順を踏むことで、返済者へのプレッシャーがより強くなっている可能性がある。始めからサービサーに委託する方法しかないのはどうかという気がするが、効率性も考えなければいけないのも確かだと思う。

○ 機構

何故協会の回収に至ったかという点、前提として代位弁済という行為がある。機構が債権回収の努力をしてもそれに応じなかったため、協会の代位弁済審査会で代位弁済に相当すると判断され、回収が行われている。始めからサービサーの回収では厳しいから協会回収を残しておきたいという考えも分かるが、機構の段階で様々な督促行為に応じなかった結果として協会へ代位弁済請求された債権であるということも考慮に入れる必要があるのではないか。今後、新たな所得連動返還型奨学金制度を導入するための議論の中で、人的保証制度に限界があるとすると、機関保証制度のウェートが上がることや採用者全員が機関保証に加入するという可能性もある。協会の仕事の役割が重要になってくるという流れの中で、非常に苦しい立場かと思うが、より少ない負担で機関保証制度を運営する方法を考えないといけないのではないか。

◎ 委員

効率性が重要であるのは確かであるが、一方で、現状3名の体制でこのような実績が出てい

る。今後の体制や人員の整備については考えなければならないが、協会としては現時点の最善の回収促進策を提示していると考え。サービスとのバランスもあるが、効率的に運営していると自負している。

◎ 委員

サービスによる支払能力がある者への支払督促申立てについて、支払能力はどのように確認しているのか。勤務先名のみ確認か、あるいはアンケートに勤務先を記入してきた者に確認する方法をとっているのか。

◎ 委員

サービスと返済者との交渉結果を踏まえて確認している。

◎ 委員

債権が機構から協会に移行したものであっても元々は奨学金という公的なものであるため、奨学金の返還・回収にあたって公平性が要求されると考える。現状では費用対効果の観点で優先順位をつけて請求するのは不合理ではないが、今後、申立件数が増えることが予想される中で、法的措置について公平性・平等性が損なわれないようにすることも、今後の課題として検討頂きたい。

◎ 委員

無駄にならないように、折衝結果で勤務先が確定し、在籍確認がとれた者について支払督促申立てを行っている。勤務先が分かっている所得がある程度高い人はサービスの回収まで至らないケースが多いが、一方で長期間無応答であるケースもあるかもしれないので、そういったものについては今後試験的に申立てを行う等の対応が必要と考える。

<民間シンクタンクによる分析結果等の報告（中間報告）・自由討議>

◎ 委員

ハザード関数のモデルは平成26年度の分析と変わるのか。

● 分析業務受託業者

現行のハザード関数と実績との差分があるため、属性等を含めたパラメータを入れ、改良したモデルを提供したいと考えている。

◎ 委員

実績との適合性が良くなるということか。

● 分析業務受託業者

その通りである。

◎ 委員

求償権の回収状況分析で回収単価を分析する際に、法的措置の件数は考慮に入れていないという理解で良いか。

● 分析業務受託業者

法的措置は件数に計上していない。

◎ 委員

平均をとるには件数がまだ少ないかもしれないが、今後のことを考えて、数には入れておく必要があるのではないか。今後民法が改正され、時効が10年から5年となることが議論されている。将来、時効5年の債権が10年の債権に追いついてしまうことで、時効となる債権が倍増する時期が来る可能性がある。法的措置でその時効を中断しようとした場合、将来を見据えて協会で法的措置を行うのか、サービサーに委託するのか、委託する場合その費用が妥当であるか、ということは事前調査しておく必要がある。それをせずに、コストがかかるからといって何でも償却してしまうという考えは認めることはできないだろう。

話は戻るが、今、新たな所得連動返還型奨学金制度が議論されているが、現在は猶予期間等を含め、返還期間が最大35年の枠組みの中でその間に破綻した場合に法的措置を行っているが、新たな制度では返還期間40年とか、返還の期間は設けないような議論も出てきている。今後返還期間が長期化し、奨学金を借りている本人が65～70歳になり、連帯保証人は80歳～90歳になってしまうような枠組みとなった場合、人的保証で果たして良いのかということも踏まえると、機関保証制度の役割は重要なものになると考える。

◎ 委員

財政収支シミュレーションのパターンの1つに、リスクケース③-2「急激な景気悪化を踏まえ代位弁済率にストレスを設定」とあるが、近頃景気は良くなり、雇用情勢が改善しているようにも見えるが、正規雇用ではなく非正規雇用となっている人が増えることでそう見えているということも考えられる。景気の指標の取り方だが、雇用を考慮したシナリオを作成することは可能か。

● 分析業務受託業者

どういった要素が代位弁済率に響くのかといったことを推計した上でストレステストを行っていきたい。その中のテストケースに、雇用状態や失業状態等についても考慮したいと思う。

◎ 委員

経済指標や経済構図は既存のモデルの中でやっていくのは限界があると感じている。リスクケース③-1「代位弁済率にストレス（比率の上昇）を設定」については、③-2がうまく

いかないのではないかという懸念があるため用意している。構造変化をとらえた形でシミュレーションを行うのは難しいのではないかと思う。ただ③-2については、外部からの指摘事項でもあることから、プロセスを踏んだ上で対応していきたいと考えている。

(了)